

令和8年度市民税・県民税兼国民健康保険税 申告の手引き

令和7年中(令和7年1月1日～12月31日)の収入等について、申告期限までに申告書を提出して下さい。
この申告書は、国民健康保険税の算出・国民年金保険料の減免申請・児童手当・就学援助・公営住宅入居等の基礎資料になります。

★申告について…

申告期間 令和8年2月16日(月)～3月16日(月) ※土日祝日除く

休日受付:3月8日(日)午前中のみ

受付場所 糸満市役所1階 介護長寿課側フロア

受付時間 午前8時45分～11時、午後1時～3時30分

市民税・県民税申告書は、郵送により提出することができます

申告書の所定の欄に必要事項を記入し、必要書類を添付して提出期限までに下記の送付先へ郵送をお願いします。

【郵送先】〒901-0392 糸満市潮崎町1-1 糸満市役所税務課市民税係宛

【注意】申告書「3.所得から差し引かれる金額に関する事項」を申告される方は証明するもの(控除証明書等)を添付し同封してください。「8.事業等(営業等・農業等)所得に関する事項」「9.不動産所得に関する事項」を申告される方は、経費の領収書等の添付は不要ですが、7年間の保管が義務付けられています。※ただし添付書類の返却はできません。

期限後の申告について

3月17日以降の市県民税申告については、6月1日(月)より再開します。

★持参するもの…

1. 申告書

2. 令和7年中の収入(所得)が分かるもの

- 給与収入の方は、源泉徴収票・支払証明書・給与明細書等
- 年金収入の方は、公的年金等の源泉徴収票
- 事業収入の方は、収入と経費の分かる帳簿・領収書等

3. 各種控除に必要な領収書・証明書など

- 社会保険料(国保・介護・年金等)
- 医療費の領収書又はお知らせ、医療費控除の明細書
- 生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- 障害の等級が分かる各種手帳や障害者控除対象者認定書等
- その他控除を受けるものの領収書、証明書等

4. 通帳(所得税の還付を受ける方:※本人口座に限る)

5. 本人確認書類

- マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方はマイナンバーカードのみ
- マイナンバーカードをお持ちでない方は(下記の2つ)

(1)番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りません。)

などのうちいずれか1つ

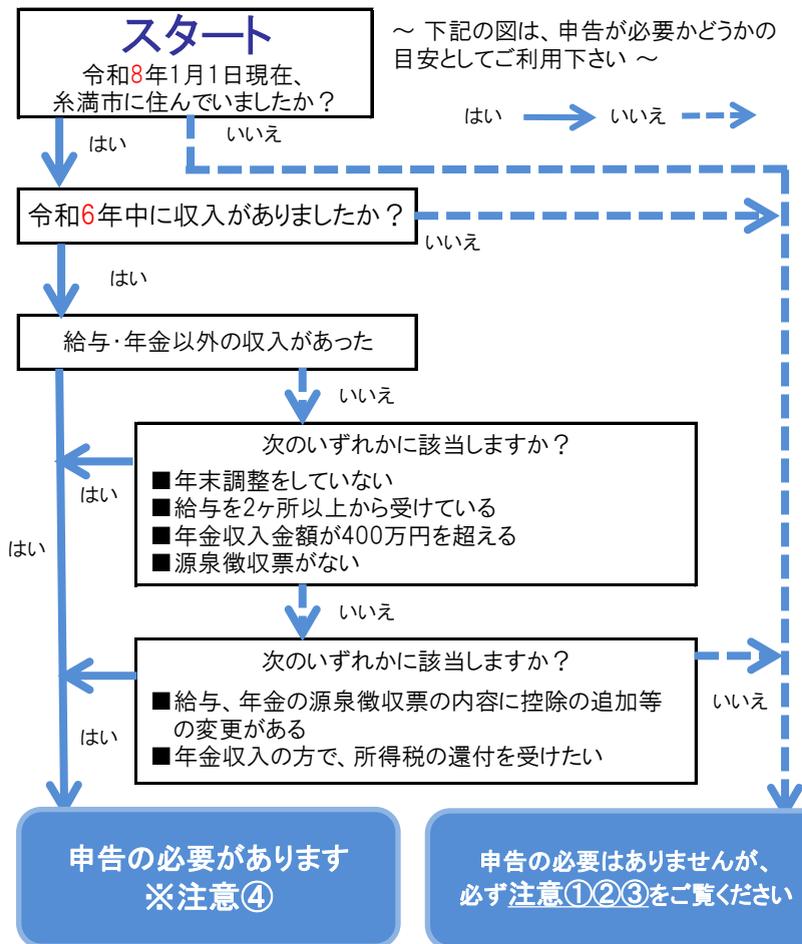
(2)身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 在留カード
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 公的医療保険の被保険者証

などのうちいずれか1つ

申告する必要があるか、下記のフローチャートで確認してください



注意① 令和8年1月1日の住所地で申告して下さい。ただし、所得税の申告(還付のための申告含む)の場合は、申告時に糸満市に住所があれば受け付けることができます。

注意② 収入が0の場合でも申告が必要になる場合があります。①税法上の扶養に入っていない方で、国民健康保険加入者や国民年金保険料の減免申請・公営住宅入居等の手続きがある方。②市外の方の税法上の扶養に入っている場合で、所得、税金に関する証明書を取得する場合や国保税の軽減措置等を受ける方。③就学援助の申請をする方。扶養に入られている場合も18歳以上の方は申告が必要になります。

注意③ 給与・年金収入は、支払事業所が報告することになっていますが、まれに報告がない場合があります。その場合は、ご本人が申告をする必要があります。また、給与所得と年金所得の合計が10万円を超える場合、所得金額調整控除の適用のため申告をする必要があります。

注意④ 土地・建物の売却、初めての住宅ローン控除、株式の売却、配当、雑損控除、仮想通貨の取引に係る収入がある方は、市役所では申告を受け付けることができません。浦添市の申告会場(結の街)で確定申告を行って下さい。

申告の必要があり注意④に該当する方は「結の街」をご利用下さい

○申告相談が必要な方

申告会場:浦添市産業振興センター「結の街」(国立劇場おきなわ向かい) ※申告期間終了後の申告は、那覇税務署へ(要予約)

申告期間:令和8年2月16日(月)～3月16日(月)

※申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

詳しいお問い合わせは「那覇税務署」まで 電話(098)867-3101